# とよた市民の会

発行/豊田市議会とよた市民の会 豊田市西町3-60 TEL/34-6665 内線(5890) FAX/34-6566



# 「とよた市民の会 | 会報創刊にあたり

豊田市議会では数年来の議論を経て、平成21年度より公費(政務調査費)による会派 広報紙の発行が可能になりました。そこで、今回、豊田市議会「とよた市民の会」会報を発行 することにしました。創刊号発行にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

「とよた市民の会」は、現在、所属議員は1人でありますが、前期(平成15年から19年)3名 の無所属議員で会派を結成していた「新政クラブ」の理念を継承し、小さくても(1人でも)キラ リと光る会派(議員)を目指し、市民本位の市政を実現すべく活動しております。

そこで、今後、年に1度、会派広報紙「とよた市民の会」会報を発行し、市民の皆様に様々

な情報を発信するとともに、皆様方からの声をお寄せいただく場として、本紙を活用したいと思っております。

今後、市政、市議会とともに「とよた市民の会」に対するご意見、ご要望、ご質問等ございましたら、お気軽にお寄せ ください。よろしくお願い申し上げます。

### 豊田市議会 「とよた市民の会」 代表 岡田 耕一

# **とよた市民の会 基本理念**(所属議員が、複数になる事を想定し作っています)

私たちは、市民にとって安心、安全、活力ある豊田市づくりのため、勤労者・生活者の視点から、より良い市政を追求し「いいものは いい、悪いものは悪い」と執行部に対してはっきり主張する「健全な批判・提言勢力」として、責任あるポジションを占めることを目指し、 会派を結成します。

豊田市を愛し、情報公開の徹底と市民参画による夢のある市政実現のため、急激な時代の変革にも対応できる新たな市政改革・ 議会改革を目指します。

- ●過去の慣例、先例にとらわれることなく、常に公平、公正で新しい感覚を持ち、市民に信頼される活動を行います。
- ●特定政党や既成組織に依存せず、市民の立場、市民の目線で考え、行動する市民本位の議員として活動します。
- ●議員一人ひとりが、それぞれの理念に基づき、個性ある議員活動を自らの責任において展開します。
- ●時代の流れにあった政策を実行するため、相互の意思と政策を尊重しながら、定期的に政策協議、勉強会、研修会等を行い、議員 としての資質向上に努めます。

# 政務調査費とは

地方議会の議員が、政策調査研究等の活動のために支給される費用で、平成13 年3月30日に制定された豊田市議会政務調査費条例に基づき、「市は、市議会にお ける会派及び議員に対し、地方自治法第100条第14項に規定する政務調査費を交 付する ことができるようになりました。

年間の交付額は、会派に対しては、所属議員数×38万円で、会派を構成しない議 員は1人38万円となっています。そして、年度末までの残金は、返還することになってい ます。

使涂基準も明確に規定され、研修会・勉強会の参加費、先進地調査のための旅 費、書籍を含む資料購入費とともに21年度からは広報・広聴活動費として、政党活動 や後援会活動の記載は一切認めない形での会派広報紙の発行が認められるように なりました。

ちなみに、豊田市議会の使途基準で、認めていないものとして、人件費、ガソリン代、 通信費等があります。

そして、年度末には、「収支報告書」を作成し、領収書(1円以上すべて)等の証拠 書類の写しを添えて、議長に提出しなければなりません。

なお、報告書は、市役所南庁舎1階の市政情報コーナーに設置しています。関心の ある方は、ぜひ、ご覧ください。各会派の活動内容が分かりおもしろいですよ。

# 21年度 とよた市民の会 予算書(歳出)および事業計画概要

科	目	金額		
研究研	修費	80,000円		
調査	旅 費	90,000円		
資料作成費		10,000円		
資料購入費		40,000円		
広報広聴費		130,000円		
会 静	養費		0円	
事務	秀 費		0円	
その他経費		30,000円		
合	計		380,000円	

# 1)一般行政視察

環境問題、教育・子育で支援問題、 行財政改革、医療・福祉問題 まちづくり

2)各種研修会 受講 2回 議会の活性化、地方分権、環境問題、 教育問題、行財政改革

3)議会報告発行

1回

# ようこそ とよた市民の会へ

平成21年6月定例会 おかだ耕一議員の 一般質問とその答弁

# 1.市内幸町の優良農地不正転用疑惑を問う

(答弁は関産業部長)

現在、本市では優良農地不正転用疑惑と大きく報道されている問題がある。以下、中日新聞記事を一部引用する。

愛知県豊田市の優良農地が虚偽申請で不正に宅地転用されたとされる事件で、同県警から農地法違反の疑いで、任意の取り調べを受けた市内不動産会社社長らは、2007年、豊田市内の男性が所有していた同市幸町の農地約3,000㎡を転用するため「コンビニエンスストアや喫茶店を建設する」などとして、転用の許可が得られるように土地の全体を八筆に分筆して、虚偽の趣旨で申請し、知事の許可を不正に得た疑いが持たれている。一カ所の面積は最大499㎡に抑えられ、県警は面積が500㎡以下なら転用が認められる除外規定を悪用しようとした疑いがあるとみている。

県などへの取材によると、社長らは規制が厳しい優良農地3,000㎡の転用を図り2007年8月からコンビニや喫茶店名目での転用を申請。県の許可を得た。しかし、許可から半年たってもコンビニや喫茶店が建たないどころか、工場の建築許可申請を出したのに気付いた県が「申請通りの開発がされていない」として、是正を勧告した。この際、県は転用手続きを取り消さず、逆に「農家の就業機会の増大に寄与する施設」という例外規定を工場にあてはめることを認めていた。その結果、同社社長らは転用申請をやり直し、市農業委員会、県の審査を通過して許可を得て、その後の転売にも成功。多額の転売益を得ていた。優良農地は原則転用できないが、コンビニは「日常生活に必要な施設」として一定の条件下で認められる例外規定が農地法にある。工場への転用はより難しいため、同社社長らはコンビニ名目の手続きで宅地に転用した上で、転売を図ろうとしたとみられる。



Googleマップより ★が疑惑の用地

そこで、今回の私の質問趣旨は、事実を明らかにしたいということである。本件は県警生活経済課ではなく、捜査2課が庁内にも入り、資料を押収されたとも聞いている。しかし、問題の報道以来、未だ、議会に対して市からは何の報告もない状況だ。また、本件は、報道はされたものの逮捕者は出ていない。まず、何が真実で、何が違法なのかを明らかにしたいと思う。

そして、この転用に対して、この手法は適切なのか、違法性はあるのかどうか。さらには、この問題とともに市として土地利用のあり方、農地転用の考え方を問う。

質 問 幸町問題の本件記事で市の認識と違う部分があれば指摘を。

答 弁 この件については、現在、警察で捜査中であり、市として も真相究明のために協力しているところである。事実関係を明 らかにするための捜査が行われている段階であるので、ここで 述べることは差し控えさせていただく。

質問報道では、県は「申請通りの開発がされていない」として、 是正を勧告した際、転用手続きを取り消さず、逆に「農家の就業 機会の増大に寄与する施設」という例外規定を工場にあてはめる ことを認めていたという。この県の対応に対する本市の見解は。

答 弁 繰り返しになるが、現在、捜査が進められていると思われるので、答えはお許しいただきたい。

質 問 このやり直し転用申請に対する市の見解ならびに市農業委員会の見解はどのようなものだったか。

答 弁 捜査中であり、申し上げられない。農業委員会としても市 と同様の見解である。

質問幸町問題と類似する事例は市内で過去になかったか。

答 弁 事実関係が明らかにされていないので、類似案件を特定することができず、お答えすることができない。

質問こうした手法に対する市の問題認識は。

答 弁 農地転用の申請が虚偽であったならば、大変遺憾に思う。

質 問 幸町問題に限らず、優良農地が転用されている事を本市

としてどのように考えているか。

答 弁 今後も農業基盤の整備などによる優良農地の保全と地域住民の居住環境の保全を図り、農業的土地利用と都市計画的土地利用の調和を図る。

質問 宅地、産業用地が不足する本市としては、農地の転用問題は大変難しい問題だ。優良農地をどう守るのか、必要な宅地、産業用地をどう確保するのか、今回の疑惑をきっかけとして、優良農地の転用に対して、今後、どのような対応を考えるか。

答 弁 関係法令に従い、適切に許認可関係事務を執行する。

最後に一言申し上 げる。今回の件により、今後、市民からの 通常の適正な申請も 市および市農業委員 会の気後れにより、萎縮し、転用された方が



疑惑の土地は雑草が生い茂り、今は何も建たず

より有効に活用できる農地の転用まで進まなくなることが危惧される。現在も捜査中で、押収された資料もあり、現時点では、答弁できることも限られていたかもしれない。しかし、今後、必要な農地転用にまで悪影響を及ぼすことのないように、市当局には本件解決後には市民、議会に対して、しっかり説明していただく事をお願いする。

平成20年度、岐阜市の市立岐阜商業を学校法人立命館へ中高一貫校として移管する問題が大きく報道された。この問題を争点とした市長選挙にまで発展したが、現段階では議会の理解が得られず、断念されたもよう。

私は、立命館高校の誘致には、誘致する自治体側にもメリットがあると考えるので、本市も名乗りを上げるべきという趣旨で質問する。 そこで参考として、2007年2月9日に学校法人立命館理事長から岐阜市に対して提出された「岐阜市立岐阜商業高校の移管にかかるご提案」の一部を以下に紹介する。

# 「岐阜市立岐阜商業高校の移管にかかるご提案」

### 立命館岐阜高校等

- ①立命館岐阜高校は、21世紀の日本を展望し「ものづくり日本」のために理数系教育と国際社会時代にふさわしい国際化教育を二大特色とし、立命館大学と立命館アジア太平洋大学へ進学する、男女共学、普通科とする。
- ②立命館岐阜高校に中学を併設し、中学・高校ともに、正課において文理融合の総合的教育を行うとともに、スポーツをはじめとする課外活動も重視し、人間力のある生徒の育成に努める。

# 立命館岐阜高校への岐阜市内生徒の入学・授業料の配慮

- ①市内中学校の成績上位者のうちから、校長推薦により、毎年、一定数の推薦入学を認める。
- ②市内在住者の子弟で立命館岐阜高校へ進学した者の内から、各学年毎に毎年審査のうえ、成績上位者の一定数については、学費の3割を減免する奨学生とする。

### 研修センター及び市民講座

- ①立命館岐阜高校は、岐阜市内の他の高校と協力し、立命館 大学の教員を講師とした高校教諭対象の英語、理科、数学など の研修センターの役割を果たす。
- ②立命館は、岐阜市と協力し、岐阜市において各種市民講座の開講を行う。

これは、市立岐阜商業を学校法人立命館へ中高一貫校として移管するという前提で、提案されたもので、他市にも同様な提案がされるとは限らないが、自治体にとっては決して悪い話ではないと思う。

そこで、まだ、学校法人立命館が東海地区への進出を検討し ているとしたら本市が名乗りを上げるべきではないか。

立命館のような高校が新設されれば、メリットとして、市内の中学生の進路の選択肢が増えることはもちろん、県内、県外からも本市に通学する生徒が増え、活性化や賑わいにも大きく寄与するものと思われる。

予定地としては例えば、現在、計画が中断している「(仮称)豊田市文化交流センター」予定地、旧豊田東高校跡地や愛知環状鉄道四郷駅周辺、八草地区という選択肢もある。



旧豊田東高跡地

現在、本市は名古屋方面からのアクセスも決して良くはないが、2011年度までの名鉄グループ新・中期経営計画にも名鉄 三河線、知立一豊田市間における複線化の推進が明記され、 

高架事業が進む三河知立ー三河八橋間

このように立地については決して岐阜市に見劣りするものではなく、旧東高跡地であれば、豊田市駅からも徒歩圏内で生徒にとっても利便性は高いと言えるのではないか。

ただ、旧東高跡地の校庭の狭さは否定できないが、本格的な部活動は、学校から離れたエリアにグラウンドを持つ私学が多い中、これだけがマイナスになるとは思わない。

現在、本市には、県立高校とともに特色ある教育を進められている私立高校もあるが、学校法人立命館との棲み分けも十分可能だと思う。ただ、少子化が進む中、県が新たな私立高校を認めるかという問題がある。

この点を私学の認可を担当する愛知県県民生活部私学振興室に話を伺った。「私学の新設は15歳人口の動向を見て判断しており、現実には抑制方向である」。そして、「最終的には愛知県私立学校審議会で判断されるため、現実的には厳しいのではないか」とも言う。

このように本市が現時点で私立高校誘致の考えがあったとしても決して簡単に設立できない現実があることは承知している。

しかし、本市に誘致する意向があり、立命館側にも進出の意思があり、そして、県内他地区で閉校を計画している高校があったとしたら、まったく不可能ではないと思う。

質 問 本市における新たな私立高校誘致の可能性についてどのように考えているか。

答弁 市内には、県立高校が12校、私立高校が3校、合計15 校ある。その内の7校は、第2次ベビーブーム世代にあわせて、昭和49年~61年の間に集中的に整備されてきた。その後、子どもの数は急速に減少しており、学校を新設していく必要性は低いと思われる。加えて、誘致に多大な財政負担が想定されることから現段階で、新たに私立高校を誘致する考えはない。

質 問 本市は学校法人立命館の誘致について、関心を持っているか、誘致する意向を持っているかどうか。

答 弁 必要な財政負担に見合う効果があるかどうかは不透明なため、現時点で誘致する意向はない。

非常に残念な答弁だ。全くメリットを感じていないなら仕方がない。ただ、はじめから無理だろうとあきらめたり、本市とは関係ない話、と無関心でいるのではなく、可能性を信じ、アンテナを高くし、様々な問題に対して、関心を持って欲しいと思う。そして、今後は、ぜひ、積極的に対応されることを期待する。

現在、豊田市には304の自治区があり、それぞれ、1カ所以上の集会施設を設置している。名称も区民会館、公民館、集会所等があるが、いずれも自治区にとっては欠かすことのできない、拠点施設である。また、その施設の用地は地域、個人所有のものを借用したり、豊田市が民間から有償、無償で取得し、それを自治区が借用したりと様々だ。しかし、小規模の自治区や元々財産のない新しい自治区では、この賃料が大きな負担となり、自治区運営の負担となっているケースもある。私は、できることなら市に支払っている自治区集会施設用地の賃料は100%減免すべきと思っている。自治区の活動を応援したいという思いから以下、質問する。

### 市有地の貸与状況を確認する



減免率90%の豊田商工会議所本館用地

現在、豊田厚生病院用地として貸与している敷地面積は51,507㎡で賃料減免率は80%。過去、豊田土地改良区に仮事務所として貸与していた旧朝日ヶ丘交流館の市有地貸付け面積は、2.578㎡で建物面

積は、903㎡で、その減免率は80%。現在、貸与している豊田商工会議所本館用地は市有地貸付け面積、1,820㎡。その減免率は90%である。

質問その他、自治区以外の第三者に市有地を賃料減免率80%以上で貸与している件数およびその主な項目と減免率は。 答弁管財課において減免率80%以上の貸し付けを行っている物件は、15件である。主なものは、(社福)豊田市福祉事業団の駐車場用地に100%減免、(社団)シルバー人材センターの足助事務所用地に100%減免で貸し付けている。

### 自治区への貸与の状況

質問本市が自治区に対して市有地を貸与している減免率は 100%減免及び75%減免だが、その違いは。

答 弁 100%減免と75%減免との違いは、その土地の取得経 緯の違いによるもので、自治区からの寄付や開発行為により市 に帰属された土地については100%減免としている。一方、市 が購入した場合など、取得にあたって市が費用負担を行ってい る土地については75%減免としている。

質 問 75%減免という数値の根拠は。

答 弁 現在の75%減免は、昭和61年から適用している。既に 25年近く前のことであり、当時の詳細な経過は明らかではないが、それ以前は100%減免と50%減免の2種類で運用していた 経過からすると、自治区の公共性に鑑み、中間値の75%まで減免率を引き上げたものと思われる。

質 問 75%減免しているものを、仮にすべて100%減免した場合の必要な費用は。

答 弁 現在75%減免で貸与している土地のすべてを100%減

# 減免率75%で市有地を借用している自治区抜粋

自治区名	面積(m²)	賃料(円)	自治区名	面積(m²)	賃料(円)
五ケ丘第1自治区	469.95	167,673	五ケ丘第8自治区	505.52	171,028
五ケ丘第2自治区	439.99	146,190	寺部町自治区	451.53	87,801
五ケ丘第3自治区	727.14	247,156	西区自治区	607.25	369,056
五ケ丘第4自治区	325.39	70,009	第1宝来自治区	326.31	124,833
五ケ丘第5自治区	403.86	134,936	美里一区自治区	711.30	292,632
五ケ丘第6自治区	409.93	146,268	美里二区自治区	326.04	134,152
五ケ丘第7自治区	427.62	145,306	平山自治区	465.71	154,596

免とした場合は、平成20年度の実績値から算出すると、約500 万円の歳入減となる。

質 問 地域活動、自治区活動の拠点である自治区集会施設が、本市が購入した用地に設置されている場合でも100%減免してもいいのではないか。市として、その考えはないか。

圏 弁 減免率の違いは先ほど答弁したとおりであり、その土地 の取得段階での地元負担に差があることを考えれば、すべての 土地を100%減免とすることは平等性、公平性の視点から適切 ではないと考える。

質 問 100%減免の考えはないということで、本当に残念な答 弁だ。そうだとしても自治区の負担軽減として、豊田商工会議所 本館用地の90%減免のように、この水準まで、減免率を上げる べきではないか。

答弁 現在、本市には304自治区のうち、75%減免の適用を受けて市有地の貸与を受けている自治区は全体の約1割の33自治区であり、その他の自治区はいずれも全ての経済的負担を負う中で必要な用地を確保している。また、そもそも貸付可能な普通財産が304のすべての自治区に存在しているわけでもないので、総合的に判断すれば、現在以上の減免率を適用することは他の自治区からの理解も得られにくいものと考える。

再質問 負担軽減の考えもないということで非常に残念だ。 豊田市の公有財産である市有地の貸付けに関しては、「豊田市 財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」4条1項にて規 定され、減免されているが、この75%減免という根拠は非常に曖 昧だ。繰り返しになるが、90%減免の豊田商工会議所本館用地 とどう違うのか。何が減免率の違いなのか。近隣、自治体でも本

市の75%減免と同様の場合でも 無償で貸与しているところもある。 先ほどは市長も私の発言に大きく 頷かれていた。今後も全く軽減す る考えはないのか、検討する余地 もないのか、再度、答弁願う。



美里1区区民会館

(再 答 弁) 非常に答弁しにくいが、県内の主な都市や近隣のいくつかの市の実態と比較しても、現在の75%という減免率は、決して低いものではないと考える。

# 市政に関するさまざまな疑問、質問、要望、情報等お気軽にお寄せください。

発行会派/豊田市議会とよた市民の会 豊田市西町3-60 豊田市議会内 TEL/34-6665 内線 (5890)

TEL/34-6665 FAX/34-6566 連絡先

《発行責任者》

岡田耕一 豊田市宝来町4-758-141

TEL/090-2929-7529 FAX/88-9194

http://www.ko1.org/ E-mail:okada@ko1.org